



お知らせ INFORMATION

ケーブルテレビ
さゆりチャンネル
4月の放送案内

◆にしあいづニュースワイド

平日・午後6時30分～ほか

◆マイビデオ募集

皆さんが撮影した映像をお
寄せください。

◆みんなの掲示板・コマー
シャル(有料) 随時受付中

〈問い合わせ先〉

(二社)西会津ケーブルネット

☎ 45-4461



水道メーター検針 再開のお知らせ

4月からメーター検針を再
開します。毎月20日～22日に
検針員が検針を行いますので
メーターボックス周辺の除
雪・片付けをお願いします。

◆冬期間の水道料金

9月～11月分の使用水量の
平均で納めた12月～3月分の
料金は4月の検針結果に基づ
き、過不足分を精算します。

◆次のような場合は届出を

○水道・下水道の使用を開
始、止めるとき(届出は5
営業日前まで)

○長期不在になるとき

○世帯人数に変更があるとき
(転入・転出・出生・死亡など)

○使用者(または所有者)名
義の人が亡くなった、また
は転居したとき

○水道・下水道使用料金を口
座振替にする、または振替
口座を変更するとき

〈問い合わせ先〉

建設水道課 上下水道係

☎ 45-4534

漏水などによる 水道料金の減免

水道管の凍結や老朽化など
による漏水が原因で水道使用
料金が高額になった場合、町
指定給水工事事業者による漏
水修理を行って、減免申請を
することで、水道料金の減免
措置を受けられます。

◆減免の対象となるもの

○地下漏水など(給水管破
裂、接合不良、メーター接
合不良、壁の中などの容易
に発見できない給水管破裂
など)

○不凍水抜栓の不良による漏
水(接合不良、パッキン不
良など)

○特殊器具および高架タンク
の給水設備の器具不良によ
る漏水

○凍結に伴う給水管破裂によ
る漏水(積雪のため漏水箇
所が容易に発見できない場
合に限る)

○不凍水抜栓の操作不良によ
る漏水(半開閉など)

※故意に給水装置を損傷させ
た場合や、漏水の事実を知
りながら修理を怠っていた
場合などは対象外です。

◆減免となる料金

メーター検針で分かった水
量から、前年同時期の使用水
量または前3カ月平均使用水
量のいずれか少ない方を差し
引いた水量の2分の1を免除
します。免除する期間は最高
4カ月までです。

◆減免の申請方法

減免申請書などは、町指定
給水工事事業者を通じて作成
しますので、施工業者に相談
してください。

◆町指定給水工事事業者

事業者一覧については、町
ホームページを確認するか、
町建設水道課まで問い合わせ
てください。



▲町ホームページ・
事業者一覧表

〈問い合わせ先〉

建設水道課 上下水道係

☎ 45-4534

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。

有料広告を募集しています

紙面に掲載する有料広告を募集しています。
詳しくはお問い合わせください。

◆大きさ 1枠当たり縦4.0cm×横8.5cm

◆掲載料 1枠当たり5,000円/月

〈問い合わせ先〉

企画情報課 広報広聴係 ☎ 45-4536



国民年金の加入について

厚生年金加入者以外で20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。
次に該当する人は忘れずに町役場で手続きを行ってください。

◆手続きが必要な人

○会社を退職した人

会社から資格喪失日が証明できる書類（退職証明）を発行してもらってください。

○配偶者の扶養から外れた人

会社から扶養から外れた日が証明できる書類を発行してもらってください。

○20歳になった人（誕生日の前日が取得日）

年金機構から納付書が送付されます。納付書が届かない場合は問い合わせください。

◆保険料

令和7年度の国民年金保険料は、月額1万7510円です。便利な口座振替やクレジット納付を利用ください。

家庭血圧計の購入費補助を実施しています

町では、脳血管疾患などの予防対策の一環として、家庭での血圧測定を広く普及するため「自動電子血圧計購入費補助事業」を実施しています。



補助金額は、1台あたり購入金額の3分の2以内（上限5000円）で、初めて購入する人だけでなく、すでに自動電子血圧計を持っている人で、更新のために購入する場合も対象となります。なお、申込方法などの詳細は左記まで問い合わせください。
※補助金の交付は、過去5年間に交付を受けておらず、町内取扱店から購入した場合に限りです。

〈問い合わせ先〉

健康増進課 健康支援係
☎ 45-4532

◆納付の免除・猶予

未納のまま放置すると将来、年金を受けられなくなる場合があります。納付が困難な場合は相談ください。

〈問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係

☎ 45-2215

会津若松年金事務所

☎ 0242-275321

山菜類モニタリング検査を受付中

県内で生産または採取・出荷される野生山菜、栽培キノコなどは安全性を確認するため、モニタリング検査を実施しています。

出荷する場合は、採取が本格化する前の早い時期にモニタリング検査を実施するようにお願いします。また、検査を希望する場合は、事前に左記まで問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

農林振興課 林政係

☎ 45-4531



緊急通報システムで高齢者の生活を見守ります

緊急通報システムは、急に体調が悪くなった場合や火事など日常生活で困った時に緊急通報装置の非常ボタンを押すだけで、24時間365日、アイネット緊急通報センター（会津若松市）に連絡できるシステムです。

アイネットでは、通報内容に応じて、見守り協力員や緊急連絡先の家族への連絡、救急車の手配を行います。また、アイネットが依頼している地域の警備員が確認に駆けつける場合もあります。

◆対象者

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者や障がい者などで見守りが必要な人。ただし、利用の決定は次の条件を加味して町が決定します。
①介護保険法における要支援以上の高齢者
②重度心身障がいのある高齢者
③現在、保健・福祉サービス

農地バンクを介した農地の賃借へ移行しました

農業経営基盤強化促進法の改正により、4月から農地の賃借は「地域計画」に基づいた農地中間管理機構（農地バンク）を介して行われます。
◆農地バンクを介した賃借のメリット
・賃借料の精算は農地バンクが行うため、賃貸借人双方の精算事務が軽減されます。
・一定の要件を満たせば、集落で機構集積協力金の交付を受けることができます。

◎4月以降または地域計画が策定された地域は農地バンクによる農地の賃借へ移行

※このほか、農地法に基づく賃借もあります。



◆留意点

・賃貸借人の双方に手数料がかかります。（賃借料の1割で原則、最低800円、最高8000円）
・登記人が死亡していた際には相続関係説明図等が必要となる場合があります。

〈問い合わせ先〉

農林振興課 農政係

☎ 45-4531

農地中間管理機構

喜多方推進拠点

☎ 080-3754-3070

令和6年度除排雪費用助成が終了

令和6年度除排雪費用助成事業（給付券）は3月31日をもって終了しました。給付券は表示してある有効期限を過ぎた除雪作業には使用できません。未使用分は各自で破棄または処分をお願いします。なお、除雪作業の支払いを

◆その他注意事項

本システムに係る装置は貸与となります。

〈問い合わせ先〉

福祉介護課 福祉係

☎ 45-2214

◆利用料

※上記①～③の利用要件に該当しない人から利用希望があった場合は、ケア会議などを活用して判断します。

※所得に応じて費用負担が発生します。前年が所得税非課税世帯の場合は自己負担は0円です。

給付券で受けた登録事業者の皆さんは、町への請求漏れのないよう注意し、4月中に請求してください。
〈問い合わせ先〉
福祉介護課 福祉係
☎ 45-2214

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。

有料広告を募集しています

紙面に掲載する有料広告を募集しています。詳しくはお問い合わせください。

- ◆大きさ 1 枠当たり縦4.0cm×横8.5cm
- ◆掲載料 1 枠当たり5,000円/月

〈問い合わせ先〉

企画情報課 広報広聴係 ☎ 45-4536

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。



児童手当の多子加算に関する手続きについて

令和6年度の児童手当法の改正に伴い、高校を卒業した後も22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子（大学生年代までの子）については、第3子以降加算（多子加算）の算定対象となりました。

高校などを卒業した後も継続して子を監護相当および生計費の負担をし、受給者に経済的負担がある場合は、**受給者からの申請が必要です。**



対象者

1. 子が3人以上おり、高校を卒業する（18歳年度末を迎える）子がいる
2. 子が3人以上おり、高専、短大、専門学校等の卒業予定年月が22歳年度末前に到来する子がいる（令和7年3月卒業予定の子）
3. 子が3人以上おり、新たに養育することとなる子がいる

※1および2に該当する受給者には、**3月中旬に通知を送付しています。**

申請方法

令和7年度に新たに大学生年代になる子がいる場合は、受給要件の確認が必要となります。

該当する大学生年代の子を監護し生計費を負担している人は、通知書に同封した「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」を提出してください。

新たに大学生年代の子を養育し、多子加算の算定対象となる場合は、子育て支援センターまで問い合わせください。

申請期限および申請先

4月16日（水）

福祉介護課 子育て支援係（子育て支援センター）

〈問い合わせ先〉

福祉介護課 子育て支援係

☎ 45-4332

人間ドック助成事業申込のお知らせ

町では健康増進および健康寿命の延伸を図るため、人間ドックを受診する人へ助成金を交付します。



1. 対象者

- ① 町に住所のある町民のうち40歳以上の人（昭和61年3月31日以前生まれの人）
- ② 令和5年度及び令和6年度において本事業の助成を受けていない人

2. 申込方法

町指定の交付申請書（申込書）を記入し、申込受付期間内に町役場健康増進課に提出してください。

※交付申請書は町ホームページからダウンロードするか、健康増進課で直接お受け取り下さい。

3. 申込受付期間

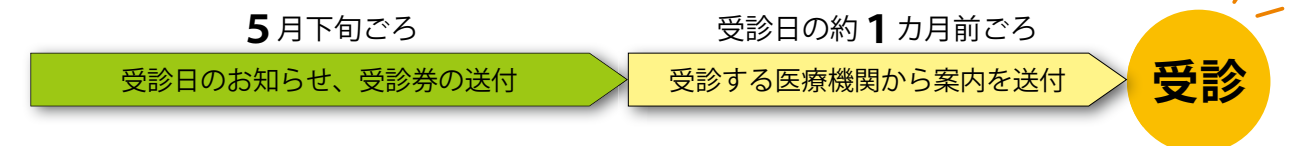
4月14日（月）から4月25日（金）まで（平日 午前8時30分～午後5時15分まで）

【申込にあたっての注意事項】

※ご自身で直接、医療機関へ人間ドックの申し込みをした場合は助成の対象になりません。

※申し込みが定員を超えた場合は抽選を行います。抽選の結果人間ドックを受診できなかった場合は町の集団健診を受診してください。なお、人間ドックを受診した場合は、町の集団健診（特定健診・健康診査、がん検診）は受けられません。

4. 申込後の流れ



5. 助成額及び自己負担額について（※助成金は町から医療機関へ直接支払います）

受診（助成）回数	助成金額	自己負担額
1回	上限30,000円まで	受診金額から助成金額を除いた金額が自己負担額です。 人間ドック受診時に医療機関へお支払いください。

6. 受診できる医療機関および主な検査項目（共通項目）

特定健診の項目（内科健診、身体計測、血液検査、尿・血圧など）

がん検診の項目（胃カメラまたはバリウム、胸部X線、検便など）

医療機関名	受診期間	参考金額（税込）	受診枠
会津中央病院	7月～9月まで	40,700円	25人程度
竹田総合病院	7月～12月まで	45,980円	15人程度
坂下厚生総合病院	6月～11月まで	39,600円 ※組合価格あり	14人程度
佐原病院	7月～12月まで	29,000円	16人程度

※共通項目以外のオプション検査を受診する場合は別途追加で料金が発生します。

詳しくは、申請の際に健康増進課窓口で確認してください。

※参考金額は令和6年度の実績ですので、変更になることがあります。

◆詳細は別途配付のチラシで
確認ください

〈問い合わせ先〉 健康増進課 健康支援係 ☎ 45-4532



■ 税務署からのお知らせ ■

1. 令和6年分所得税等の口座振替日について

- ・ 申告所得税及び復興特別所得税 **4月23日**（水）
- ・ 消費税及び地方消費税（個人事業者） **4月30日**（水）



※振替納税を利用している人は、振替日の前日までに預貯金口座の残高を確認ください。
残高不足などで引き落としできない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

〈問い合わせ先〉

喜多方税務署

☎ 0241-24-5050（音声案内に従い「2番」を押してください）

不動産を相続したら かならず相続登記！ 令和6年4月1日から義務化されました



Point i
相続したことを知った日から
3年以内に登記！

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

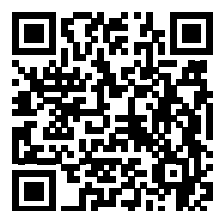
Point i
義務化前の相続も対象！

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

法務省ホームページ 相続登記▶



“西会津町生活支援商品券” を配付します

西会津町生活支援商品券（見本）



▲オレンジが地元店舗専用券。4,000円分を配付



▲緑色が共通券。2,000円分を配付

町では、エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けている生活者の消費を下支えするとともに町内経済の活性化を図るため、町民一人当たり 6,000 円の「西会津町生活支援商品券」を配付します。

◆商品券について

世帯主宛てに世帯人数分の商品券を送付します。

◆基準日

令和7年2月1日に西会津町に住民票がある人が対象です。2月2日以降に転入、出生した人は対象になりませんので注意してください。

◆配付時期

ゆうパックで3月中旬から配付するため、地区や家庭により配付時期が異なります。「近所が届いているのに、まだ自分には届いていない」ということもありますので、あらかじめご了承ください。

◆利用期限について

令和7年6月30日（月）まで

◆利用できる事業所について

- 同封している「西会津町生活支援商品券・取扱店一覧」に記載のある事業所などで利用できます。詳細は、町ホームページでも確認できます。
- 利用できる事業所などには「西会津町生活支援商品券取扱店」の表示がありますので、利用時に確認してください。
- 今後、事業所情報が変更される場合は随時町ホームページでお知らせします。
- 商品券の取り扱いを希望する事業者は、西会津町商工会に問い合わせください。



◀ 町ホームページ・
取扱店一覧

〈問い合わせ先〉

◎商品券の取扱全般、取扱事業者について

町商工会 ☎ 45-3235

◎商品券事業全般、配達関係について

商工観光課 商工観光係 ☎ 45-2213

4月の休日当番医

日	医療機関名	電話番号	市町村
6日(日)	こしいクリニック	0242 (33) 6100	会津若松
	小野木クリニック	// (26) 5533	
	小野病院	0241 (22) 0414	喜 多 方
	渡辺医院	0242 (83) 3125	会津坂下
13日(日)	そね内科クリニック	// (33) 1024	会津若松
	あいづ整形外科リハビリテーションクリニック	// (28) 1205	
	医療生協 きたかた診療所	0241 (23) 3611	喜 多 方
20日(日)	いとう内科消化器科クリニック	0242 (38) 3733	会津若松
	なるせとみこレディースクリニック	// (37) 7851	
	喜多方市地域・家庭医療センター	0241 (24) 5320	喜 多 方
27日(日)	やまみこどもクリニック	0242 (23) 4115	会津若松
	耳鼻咽喉科鈴木医院	// (28) 3387	
	くまたクリニック	0241 (28) 1233	喜 多 方
	平野医院	0242 (83) 2243	会津坂下
29日(火) 昭和の日	徒之町クリニック	// (26) 6181	会津若松
	かべや耳鼻咽喉科	// (24) 4133	
	高橋小児クリニック	0241 (25) 7066	喜 多 方
	荒井医院	0242 (83) 2224	会津坂下

4月の休日歯科医

日	医療機関名	電話番号	市町村
6日(日)	山田歯科矯正歯科	0242 (36) 7770	会津若松
13日(日)	おぐみ歯科こども歯科	// (37) 0418	
20日(日)	渡辺ゆうぞう歯科クリニック	// (37) 2232	
27日(日)	いしかわ歯科医院	// (75) 5550	
29日(火)	中央歯科	// (27) 3065	



【注意】休日当番医・歯科医は変更になる場合があります。
ご確認の上ご利用ください。

4月診療所の土曜・ 整形外科診療日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

○ 土曜診療日 (第1・3土曜)

※整形外科診療日は発行時点で決まっていないため下記まで問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

西会津診療所 ☎ 45-4228

納税・公共料金

◆水道料金・下水道料金
◆ケーブルテレビ使用料
◆インターネット使用料
納期限 4月10日(木)

◆軽自動車種別割
納期限 4月30日(水)

心配ごと相談日

◆日時

4月7日(月)、28日(月)
各日午前9時～正午

◆場所

老人憩の家

〈問い合わせ先〉

町社会福祉協議会

☎ 45-4259